

長野県佐久市メガソーラー発電所（仮称）事業に係る計画段階環境配慮書に対する佐久市長意見

意見内容

【事業計画の概要】

- 1 当該地域は、高速道路における首都圏からの玄関口であり、ファーストインプレッションとして当市を印象づける重要な場所であることを十分認識し、高原都市としてのイメージやブランド力を低下させることのない計画とすること。
- 2 計画が大規模であることから、上信越自動車道を走行する車両からの眺望を重要な景観資源と捉え、周辺景観との調和に十分配慮し、パネルが視界に入らないよう必要な措置を講じること。
- 3 送電にあたり12キロメートルに及ぶ地下埋設について、その影響を調査し、評価すること。
- 4 「地表面に木くずチップを敷き均すこととし、(p11)」とあるが、木くずチップを敷き均すことによる環境への影響を調査し、評価すること。また、飛散又は流出を防止するためどのような措置を講じるのか提示すること。
- 5 「維持管理者が常駐するような管理施設は設けない(p13)」とあるが、不測の事態にも迅速に対応できるような体制をとること。
- 6 「除草に際して農薬・除草剤等は使用しない(p13)」とあり、そのような方法を強く求めるが、具体的にはどのような方法で除草を行うのか提示すること。

【地域の概況】

- 7 p50の一覧に「佐久市景観条例」を加えること。
- 8 p60 下線部のとおり修正すること。
望ましい環境像
「水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち」

基本施策「良好な自然環境の保全」

個別目標「動植物の生態系を保全し、多様な生物が生息できる・・・」

個別施策「(6) 農地・森林の保全と活用」

「(8) 里山の保全と再生」

「(9) 景観の保全と創造」

基本施策「循環型社会の構築」

個別目標「省資源・省エネルギーを進め、資源・エネルギーの・・・」

「ごみの減量とリサイクルに取り組み、環境への負荷の抑制に努めます。」

基本施策「協調した環境保全への取り組み」

個別目標「様々な団体の連携・協力のもと・・・」

9 p 1 1 2 ②主要な眺望景観の項目において、眺望地点を「計画地及びその周辺における、不特定多数の人による利用がある道路や…」とするならば、表2. 3-9にすぐ横を通る高速道路を挙げるべきである。

【騒音・振動・低周波】

1 0 計画地から民家まで距離があるとのことだが、パワーコンディショナの設置台数が900台と多いことから、騒音や振動及び低周波音による民家への影響が懸念されるため、影響を調査し、評価すること。

【水質】

1 1 事業実施想定区域内に水道水源を抱えているため、市及び水道事業者と十分調整の上、事業実施想定区域及びその周辺の地下水の利用状況等について適切に調査を実施し、水道水源としての機能を保全するとともに、事業による涵養量の変化や水質への影響を十分調査し、評価すること。

1 2 湧水地よりも標高が低い場所であっても、造成による地表の変化や樹木の伐採等による状況の変化、パネル架台の腐食による金属類の流れ出し等により、水質汚染が懸念され、農地等への影響が危惧されることから、影響を調査し、評価すること。

【水象】

1 3 A・B・C案全てについて、地形の改変と排水計画について具体を提示し、それによって関係河川に流れ込む沢の水量にどの程度影響があるか提示すること。また、「計画地から流出する水量は、香坂川全体から見れば一部に過ぎないことから、香坂川及び香坂ダムの流量及び水位等への影響は小さいと予測する（p 1 4 4）」とあるが、計画流量等の根拠を示しながら説明すること。

1 4 本事業による地形・地質への影響評価として、B・C案ともに「土地の改変や安定性への影響は概ね低減できる（p 1 4 6）」とあるが、概ね低減できるとしている根拠は何か。また、「事業者として可能な範囲で水象への影響を回避・低減する（p 1 4 6）」とあるが、回避・低減のため必要な措置を講じること。

1 5 現地調査の実施計画（時期・方法等）について提示すること。また、現地調査の結果が予測と大幅に異なる場合はどのように対応するか説明すること。加えて「現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の適用を検討し、水象への影響が回避・低減されるよう考慮する（p 1 4 7）」とあるが、必要な措置を講じること。

1 6 現況・計画用排水系統及び模式図を作成し、水路状況について現在と事業実施後の比較ができるようまとめること。

1 7 香坂川の水位上昇が考えられるため、水位の調査を実施するとともに、調査実施時期については、定期的な調査のみではなく、台風などの豪雨時も必ず調査すること。

1 8 事業計画地内の現況用水路について、下流域の受益者はいない（p 1 4 0）となっているが、地元区長等への聞き取りなどにより、実際に現況を調査し、評価すること。

- 1 9 調整池の設置について、法面の勾配、適切な排水工、調整容量の根拠を示しながら具体をもって説明すること。また、土砂流出も考えられるため工事中及び完成後においても沈砂池が必要である。構造については、空堀では崩落による土砂流出が危惧されるので、相応の施設を考慮すること。また、沈砂池の適正な維持管理に努めること。
- 2 0 環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合に検討する代替措置について、湧水に対する代替措置のみ挙げられているが、河川の流量・水位に対しても検討し、提示すること。
- 2 1 法面等施工後に行う緑化によって、どの程度の浸透機能が見込まれるのか、排水処理計画全体の中で明確にすること。また、緑化計画について具体を示す図面等を提示すること。
- 2 2 供用段階の環境保全の方針として「必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずる（p 1 4 7）」とあるが、河川の流量変化に対して追加的な措置を具体的に提示すること。

【地形・地質】

- 2 3 A・B・Cそれぞれの案を採用した場合の、伐採や地形改変計画について具体を提示し、それによって水象や地形・地質へ与える影響について提示すること。特にA案は、山体を切り崩すことを想定しており、水象・地形・地質に大きな影響を及ぼすことが予測される。
- 2 4 本事業による地形・地質への影響評価として、B・C案ともに「土地の改変や安定性への影響は概ね低減できる（p 1 6 2）」とあるが、概ね低減できるとしている根拠は何か。また、「事業者として可能な範囲で地形・地質への影響を回避・低減する（p 1 6 2）」とあるが、回避・低減のため必要な措置を講じること。
- 2 5 事業実施想定区域内に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を抱えているため、警戒エリアのみならず、当該エリアよりも標高の高い位置における森林の伐採やパネルの設置等による変化を十分評価し、具体的な方策を示す中で影響（土砂災害、土石流災害等）を回避すること。
- 2 6 「土砂災害特別計画区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流）及びその周辺の改変を避ける（p 1 6 1）」とあるが、区域と計画地の位置関係を示す図面を提示すること。
- 2 7 「架台の高さ、パネル設置角度等の工夫により、地形改変量が最小になるよう計画する（p 1 6 1）」とあるが、設置の具体とそれに伴う土量計算書を提示すること。
- 2 8 現地調査の実施計画（時期・方法等）について提示すること。また、現地調査の結果が予測と大幅に異なる場合はどのように対応するか説明すること。加えて「現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置の適用を検討し、地形・地質への影響が回避・低減されるよう考慮する（p 1 6 3）」とあるが、必要な措置を講じること。
- 2 9 環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合に検討する代替措置について、急傾斜地に対する代替措置のみ挙げられているが、土壌改変に伴う代替措置についても検討し、提示すること。
- 3 0 事業実施によって土地の改変が地形・地質・土壌に及ぼす影響と、それが土地の安定性にどのような変化をもたらすのか提示すること。また、「切り盛り土量バランスを検討し、可能な限

り計画地内で収まるように検討する（p 163）」とあるが、計画地内で収めること。

- 3 1 「造成工事等は土地の安定性等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める（p 163）」とあるが、具体的に説明すること。
- 3 2 法面等発生後に行う緑化によって、どの程度の浸透機能が見込まれるのか、排水処理計画全体の中で明確にすること。また、緑化計画について具体を示す図面等を提示するとともに、緑化のみで法面崩壊を防止できるのか具体的に説明すること。
- 3 3 供用段階の環境保全の方針として「必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずる（p 163）」とあるが、土地の安定性に対して追加的な措置を具体的に提示すること。
- 3 4 残地森林等について、適正な森林管理計画を示すこと。

【植物・動物・生態系】

- 3 5 事業実施想定区域及びその周辺区域には、重要な動植物も生息していることから、方法書以降は既存文献に加え、専門家等からの助言を踏まえ、調査・予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講じること。
- 3 6 生物多様性の保全に努めるとともに、絶滅の恐れが高い動植物種が確認された場合は、影響を回避するために必要な措置を講じること。
- 3 7 造成工事等開発に際し、外来種が侵入しないよう十分留意すること。

【景観】

- 3 8 計画地は上信越自動車道を利用する東京方面からの来訪者に対し、佐久市及び長野県の玄関口にあたるとともに、カラマツ林を中心とした森林景観と、自然と調和した山間地の農地景観を基調とする、優良な景観が続く場所である。そのため、景観に配慮し以下の対策を講じること。
 - ① 計画段階においては、計画地の連続する写真や映像にコンピューターグラフィックス等で作成した計画案を合成するなどの方法により、景観への影響を、より正確に予測・評価すること。また、環境保全措置の検討に際しても同様とすること。
 - ② 佐久市景観条例・景観計画に基づき、沿道からの眺望景観を保全するため、上信越自動車道側の森林も残置し、連続する森林景観との調和を図ること。また、その際には落葉する時期の遮蔽効果、眺望にも配慮した残置森林帯の位置及び奥行とすること。
 - ③ 適用事業案に示す環境保全措置の実施程度については市と協議し、確実に実施すること。

【触れ合い活動の場】

- 3 9 計画地は、妙義荒船佐久高原国定公園に近接しており、その周辺は人と自然とが触れ合う豊かな環境が整っていることから、触れ合い活動の場への影響についても調査し、評価すること。

【文化財】

- 4 0 計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地を含むことから、影響を調査し、評価すること。

4 1 p 1 1 5 計画地は、次の周知の埋蔵文化財包蔵地を含むことから、工事着工予定の60日前までに文化財保護法第93条第1項の規定に基づく届出が必要である。

2 2 茂内口遺跡（一部）

1 1 鶉ヲネ遺跡（一部）

1 0 鶉ヲネ北遺跡（全範囲）

9 仙太郎遺跡（全範囲）

1 五斗代遺跡（一部）

2 東城戸平A遺跡（全範囲）

2 東城戸平B遺跡（全範囲）

3 木戸平A遺跡（一部）

3 木戸平B遺跡（全範囲）

なお、今回の事業において、周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合は、文化財事務所による工事立会が必要であり、状況によっては試掘確認調査が必要となる。さらに、本調査が必要になることもある。

調査面積も広範囲であり、1年以上の調査期間と多額の調査経費もかかると予想されることから、早期の協議が必要となる。

【その他の環境要素】

4 2 パネルの反射光による住民生活及び交通への影響が懸念されることから、光害について影響を調査し、評価すること。

【その他】

4 3 事業の実施にあたり、地域との合意形成はもちろんのこと、事前説明会等で近隣住民、近隣土地所有者、地元区等関係者と十分に協議を行い、地元意見を尊重し進めること。また、トラブル等が生じた場合は、事業者の責任において対応すること。

4 4 事業にあたり取得する土地について、発電事業終了後の利用方針を明示すること。

4 5 方法書以降においては、配慮書で提示した複数案の絞込みの経過や見直しをした点について丁寧に、かつ分かりやすく記載すること。